

関係事業者団体 各位

青森県環境エネルギー部環境保全課長  
( 公 印 省 略 )

産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する報告書について（依頼）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、産業廃棄物を排出する事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条の3第7項及び法施行規則第8条の27の規定により、前年度1年間に交付したマニフェストの状況について、毎年6月30日までに産業廃棄物を排出した事業場の所在地を管轄する都道府県知事（青森市及び八戸市については各市長）に報告することが義務付けられています。

つきましては、御多用のところお手数をおかけしますが、貴団体の会員に対し、会員が産業廃棄物を排出している場合には、忘れずに産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出するよう周知して下さるようお願いいたします。

なお、電子マニフェストを使用している場合は、法第12条の5第9項の規定に基づき、電子マニフェストの運用組織（情報処理センター）が都道府県知事等に報告を行うこととされているため、産業廃棄物を排出する事業者が自ら報告する必要はありません。

その他詳細については、以下、青森県庁ホームページをご覧ください。

(参考)

「産業廃棄物管理票交付等状況報告書について」

URL : <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/hozen/2008-0625-1609-540.html>

環境エネルギー部環境保全課 廃棄物・不法投棄対策グループ 担当 成田 TEL 017-734-9248 FAX 017-734-8081
---

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出先

環境管理部・所在地等	管轄区域
東青地域県民局環境管理部 〒038-0031 青森市大字三内字丸山198-4 青森県運転免許センター2階 TEL 017-763-5292	東津軽郡 上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）
中南地域県民局環境管理部 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎1階 TEL 0172-31-1900	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、 平川市 西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
三八地域県民局環境管理部 〒039-1101 八戸市大字尻内町鴨田7 八戸合同庁舎2階 TEL 0178-27-5111（代）	十和田市、三沢市 三戸郡、上北郡（七戸町、六戸町、東北町、 おいらせ町）
下北地域県民局環境管理部 〒035-0073 むつ市中央1-1-8 むつ合同庁舎新館1階 TEL 0175-33-1900	むつ市 下北郡
青森市環境部廃棄物対策課 〒030-0801 青森市新町1-3-7 青森市役所駅前庁舎3F TEL 017-718-1086	青森市
八戸市市民環境部環境保全課 〒031-8686 八戸市内丸1-1-1 市庁別館6階 TEL 0178-51-6195	八戸市

※ 報告書の宛名は、本県に提出するものについては提出先の各地域県民局長宛となります。  
（青森市又は八戸市に提出するものについては、各市にお問い合わせください。）